

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、高松市鶴尾土地改良区から役員
の退任について次のとおり届出があった。

令和3年7月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	飯間 博美	高松市勅使町285番地	令和2年11月2日